

■ 地区見守り活動事業

高齢者が安心して地域で生活できるよう、安否確認や日常生活の状態確認を行っています。

対象

- ・ 概ね 70 歳以上のひとり暮らし高齢者
- ・ 夫婦共に概ね 70 歳以上の高齢者のみの世帯のうち、見守りを必要とする者又は世帯

運営

地区社会福祉協議会が実施主体となり、福祉協力員、民生委員、児童委員、自治会、ボランティアなどが活動に協力しています。

市社会福祉協議会では、各地区に活動費を助成しています。